

高等学校等就学支援金に係る支給決定通知書の誤送付について

高等学校等就学支援金の認定業務に際し、県立城北高等学校において次のとおり支給決定通知書を誤送付する事案が発生しました。

1 概要

生徒 190 名分の高等学校等就学支援金に係る連絡文書を配布した際、生徒 A 宛ての文書に生徒 B 宛ての通知書が、生徒 B 宛ての文書に生徒 C 宛ての通知書が同封されていたもの。

2 経緯

- ・ 11 月 6 日から 7 日にかけて封入作業を行い、7 日に送付。
- ・ 10 日、A の保護者から B 宛ての通知書の返却があり、誤送付が発覚。
- ・ 11 日、B の保護者から C 宛ての通知書が混入しているとの応答あり。

3 記載されていた内容

学校名、生徒氏名、通し番号、支給決定額（総額及び月ごとの金額）

4 原因

事務担当者による複層的なチェックが十分できていなかったことによるもの。

5 対応状況

- ・ 生徒 A、B、C の各保護者に対し、事案の説明及び謝罪を行った。
- ・ 生徒 A、B、C 以外の生徒全員に他者宛ての文書の混入はないことを確認済み。

6 再発防止策

個人情報を含む文書を送付する際は、複数名での作業体制を確立した上で、作業に集中するための環境を確保し、複層的なチェックを確実に行うことを徹底する。

7 県教育委員会における対応

誤送付事案が相次いだことを受け、11 月 25 日に各県立学校長宛てに注意喚起の通知文書を発出、26 日に緊急の事務長会議を開催。

すべての教職員に対し、事態を重く受け止め、強い危機意識と緊張感を持って適正な事務執行に努めること、事案発生時には教育委員会事務局に速やかに報告すること等の徹底について、改めて指示。